



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 三井製糖株式会社
代表者 代表取締役社長 飯田雅明
(コード番号 2109 東証第1部)

問合せ先 経営企画部長 馬鳥秀彰
(TEL. 03-3663-3111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 92 回定時株主総会に株式併合に係る議案を付議し、併せて本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とした単元株式数の変更、ならびに定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 92 回定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の内容

①併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」の通り単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）の実施を本定時株主総会に付議いたします。

②併合する株式の種類

普通株式

③併合の比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	141,667,400 株
株式併合により減少する株式数	113,333,920 株
株式併合後の発行済株式総数	28,333,480 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合後の発行可能株式総数

60,000,000 株

- (2) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定の根拠

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

今回の株式併合においては、平成28年9月30日の株主名簿を基準とし、株式併合後に生じた1株未満の端数株式合計に、その日の終値を乗じた額が交付される額となります。

なお、平成28年3月31日の株主名簿を前提とした場合、株式併合後の1株未満の端数株式合計は2,380株であり、これにその日の終値である502円を乗じた額は1,194,760円となります。

- (3) 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主数は、次の通りであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	12,738 名（100.00%）	141,667,400 株（100.00%）
5 株未満	485 名（ 3.81%）	647 株（ 0.00%）
5 株以上	12,253 名（ 96.19%）	141,666,753 株（100.00%）

- (4) 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 92 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

- (1) 定款変更の理由

①上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式の併合」に伴う規定の変更を行うものであります。

②上記①の変更の効力は、平成 28 年 10 月 1 日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。

なお本附則は、平成 28 年 10 月 1 日の経過後、削除するものといたします。

③今後の事業内容の多様化を図るため、定款第 2 条の事業目的を追加するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～25. (条文省略) (新設) 26. (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～25. (現行通り) <u>26. 太陽光等による発電及び電気の供給、 販売等に関する事業</u> 27. (現行通り) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第6条及び第8条の変更は、第92回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成28年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

平成28年6月22日開催予定の第92回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成28年5月12日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成28年6月22日(予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |
| (5) 発行可能株式数変更の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |

※上記の通り、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日となります。

※なお今回の変更にかかわらず、株主優待につきましては、内容の更なる充実を図りながら今後も継続してまいります。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数(1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,050 株	1 個	210 株	2 個	なし
例③	1,003 株	1 個	200 株	2 個	0.6 株
例④	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例⑤	147 株	なし	29 株	なし	0.4 株
例⑥	1 株	なし	なし	なし	0.2 株

- ・例①、例④に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例⑤に発生する単元未満株式(例②は 10 株、例⑤は 29 株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は平成 28 年 12 月ごろにお送りすることを予定しております。

・効力発生前のご所有株式数が 1 株(例⑥)の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株当たりの資産価値は 5 倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 5 倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しております。

平成 28 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 28 年 6 月 22 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日 (予定)	1,000 株単位での最終売買日
平成 28 年 9 月 28 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 28 年 12 月上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063
	東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
	電話:0120-782-031(フリーダイヤル)
	受付時間:平日 9 時~17 時(土・日・祝日等を除く)

以上